

高槻市手数料条例 抜粋

別表第 15(第 2 条関係)

(平 14 条例 48・追加、平 21 条例 7・旧別表第 7 繰下、平 24 条例 39・旧別表第 8 繰下、平 27 条例 6・旧別表第 11 繰下、平 28 条例 11・旧別表第 12 繰下、平 29 条例 7・旧別表第 13 繰下、令 4 条例 21・旧別表第 14 繰下)

計量法(平成 4 年法律第 51 号)関係

1 特定計量器の定期検査

(特定計量器 1 個につき)

| 号   | 特定計量器の区分 |        |                                          |                                   | 金額      |
|-----|----------|--------|------------------------------------------|-----------------------------------|---------|
| (1) | 質量計      | 非自動はかり | ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が 1 トン以下のもの | ひょう量が 100 キログラム以下のもの              | 1,400 円 |
|     |          |        |                                          | ひょう量が 100 キログラムを超え 250 キログラム以下のもの | 1,800 円 |
|     |          |        |                                          | ひょう量が 250 キログラムを超え 500 キログラム以下のもの | 2,200 円 |
|     |          |        |                                          | ひょう量が 500 キログラムを超えるもの             | 3,100 円 |
|     |          |        | イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの     |                                   | 250 円   |
|     |          |        | ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの                        | ひょう量が 100 キログラム以下のもの              | 500 円   |
|     |          |        |                                          | ひょう量が 100 キログラムを超え 250 キログラム以下のもの | 900 円   |

|     |       |                     |  |                                   |          |
|-----|-------|---------------------|--|-----------------------------------|----------|
|     |       |                     |  | ひょう量が 250 キログラムを超え 500 キログラム以下のもの | 1,500 円  |
|     |       |                     |  | ひょう量が 500 キログラムを超え 1 トン以下のもの      | 2,100 円  |
|     |       |                     |  | ひょう量が 1 トンを超え 2 トン以下のもの           | 3,700 円  |
|     |       |                     |  | ひょう量が 2 トンを超え 5 トン以下のもの           | 6,900 円  |
|     |       |                     |  | ひょう量が 5 トンを超え 10 トン以下のもの          | 10,700 円 |
|     |       |                     |  | ひょう量が 10 トンを超え 20 トン以下のもの         | 15,000 円 |
|     |       |                     |  | ひょう量が 20 トンを超え 30 トン以下のもの         | 19,100 円 |
|     |       |                     |  | ひょう量が 30 トンを超え 40 トン以下のもの         | 21,600 円 |
|     |       |                     |  | ひょう量が 40 トンを超え 50 トン以下のもの         | 29,800 円 |
|     |       |                     |  | ひょう量が 50 トンを超えるもの                 | 51,200 円 |
|     |       | 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり |  |                                   | 10 円     |
| (2) | 皮革面積計 |                     |  |                                   | 2,500 円  |

## 備考

- 1 非自動はかりのうち、最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の10,000分の1未満のものに係る手数料の額は、この表に掲げる金額の2倍の額とする。
- 2 検査用具を質量計の所在場所まで運搬する場合にあっては、この表に掲げる金額に次の各号に掲げる質量計の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を加算する。
  - (1) ひょう量が1トン以下の質量計 1個につき2,000円(検査の対象となる質量計のうち、ひょう量が1トン以下のものが2以上あるときは、当該質量計のひょう量のトン数を合算した数値(その数値に1未満の端数があるときは、これを1とする。)に2,000円を乗じて得た額)
  - (2) ひょう量が1トンを超え10トン未満の質量計 1個につき当該質量計のひょう量のトン数の4分の3に相当する数値(その数値に1未満の端数があるときは、これを1とする。)に2,000円を乗じて得た額
  - (3) ひょう量が10トン以上の質量計 1個につき当該質量計のひょう量のトン数の5分の3に相当する数値(その数値が8未満である場合にあっては、8とする。)(その数値に1未満の端数があるときは、これを1とする。)に2,000円を乗じて得た額

## 2 適正計量管理事業所の指定に係る検査

| 金額             |
|----------------|
| 1 件につき 7,400 円 |